

最低賃金法第 25 条第 5 項による意見聴取について

1 意見聴取の対象者

京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）が審議に際し必要と認める者とする。

2 意見聴取の方法

- (1) 原則として、意見発表者を審議会の会議に出席させ、発表させる。
- (2) 意見発表者は、原則として、1 団体 1 名とする（意見発表者に介助等が必要な場合を除く）。
- (3) 意見発表者は、その所属、職氏名及び発言要旨について、予め、審議会事務局に届け出るものとする。
- (4) 意見発表時間は、10 分以内とし、その間、議場への入室を認める。意見発表者は、意見発表時間を厳守すること。
なお、委員からの質問がある場合に限り、別途質疑時間を設ける。
ただし、意見発表者の人数により、意見発表者ごとの意見発表時間を短縮することがある。

3 意見発表者遵守事項

意見発表者は、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 指定された時刻までに、会場に来場すること。
- (2) 本人であることを明らかにする自動車運転免許証等の書面を持参すること。
- (3) 意見及び審議会委員の質問に対する回答以外の発言をしないこと。
- (4) ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等を着用しないこと。
- (5) プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器、銃刃類等危険物などを持ちこまないこと。
- (6) 酒気を帯びていないこと。
- (7) 議場入室時には、携帯電話等の電源を切ること。
- (8) 写真撮影や録画、録音をしないこと。
- (9) その他、審議会会長及び事務局職員の指示に従うこと。

4 意見聴取の中止等

上記項目に該当しない場合は、意見聴取の対象とせず、遵守事項を遵守しない場合は、意見聴取を中止することがある。

連絡先：京都地方最低賃金審議会 事務局（京都労働局労働基準部賃金室）
担当官：地方賃金指導官 高木 芳夫
〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 番地
TEL 075-241-3215 : FAX 075-241-3219

意見発表届

会議名	第 484 回 京都地方最低賃金審議会	
日時	平成 29 年 11 月 9 日 (木) 10 時 30 分開会	
会場	京都労働局 6 F 大会議室	
上記会議における意見発表者及びその発言要旨は、下記のとおりです。		
所属		
職氏名		
連絡先	名称	
	所在地	
	電話	
発言要旨		

平成 年 月 日

(届出団体)

(届出者氏名)